2025（令和 7）年 2 月 18 日

子どもの貧困対策推進議員連盟御中

「ひとり親世帯の貧困解消に向けた政策パッケージ」に関する共同提言書

公益財団法人あすのば
認定特定非営利活動法人キッズドア
特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ
公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

わが国のひとり親の就業率は、世界トップクラスにも関わらず、ひとり親世帯の貧困率は、44.5%（2022 年）で OECD 諸国のうち最悪の状況が続いています。ひとり親がワーキング・プアからの脱却に向け、児童扶養手当の「所得制限の壁」を見直し、所得制限の大幅な引き上げを即時に実施する必要があります。ひとり親の働き控えを解消し、経済的自立を促進しなくてはなりません。あわせて、実効性の高い就労支援を強化することが求められています。

また、共同養育の観点から養育費の取り決めのみならず、行政による立て替え払いなど取り立ての支援も急務です。さらに、働きたくても働けないなどの理由で、とりわけ困窮するひとり親への児童扶養手当の大幅な増額が必要です。

そこで、子どもの貧困対策に取り組む団体で、「ひとり親世帯の貧困解消に向けた政策パッケージ」に関する共同提言をまとめました。以下の項目の実現を強く要望いたします。

ご高配のほどよろしくお願い申しあげます。

１．　児童扶養手当「所得制限の壁」大幅な引き上げと就労支援の強化

ひとり親世帯への児童扶養手当の所得制限（一部支給・世帯人数 2 人）を年収 385 万円から 590 万円（私立高校無償化ライン）まで引き上げてください（1998 年までは年収 407 万 8 千円）。また、全部支給の所得制限（世帯人数 2 人）を年収 190 万円から 385 万円まで引き上げてください（1998 年までは年収 204 万 8 千円）。あわせて、ひとり親世帯と同居する扶養義務者の所得制限の大幅な緩和も必要です。

また、ひとり親の就労支援として、人手不足の業界やこれまでひとり親が就きづらかった業界の開拓など「ひとり親の就労マッチング支援」や就労訓練と定着・就労継続のための伴走支援（傾聴スキル訓練を受けたメンターによる月 1 回の面談）などが求められています。

２．　確実な養育費確保に向けた取り決め支援と取り立て制度の創設

確実な養育費確保に向けて「養育費の取り決め支援」（家事事件に詳しい弁護士の法律相談、司法書士による離婚協議書作成など）とともに、兵庫県明石市やさいたま市などで実施している養育費の立て替え払いや取り立て代行などの「養育費の取り立て制度」を創設してください。

３．　児童扶養手当の大幅な増額

児童扶養手当の全部支給の月額を、少なくとも 1 万円増額し、4 万 5500 円から 5 万 5500 円にしてください。2004 年の月額は 4 万 2370 円で、この 20 年で 3130 円しか増えていません。また、子ども 2 人目以降の加算額も 1 万円増額し、1 万 750 円から 2 万 750 円としてください。さらに、近い将来には、最も経済的に困難な層への児童扶養手当の支給額は、死別世帯への遺族基礎年金（現在、子ども 1 人の場合＝8 万 7567 円）と同額程度にしてください。

以上